

## 地 域 再 生 計 画

### 1 地域再生計画の名称

「歓声が聞こえる」自然と共生する安全で快適なまちづくり計画

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

佐賀県嬉野市

### 3 地域再生計画の区域

佐賀県嬉野市の全域

### 4 地域再生計画の目標

嬉野市は、平成18年1月に塩田町、嬉野町の2町が合併した市であり、佐賀県の南西部に位置し、北は武雄市、北東に白石町、南東に鹿島市、西は長崎県に隣接しており、総面積は12,651平方キロメートルあり県下第5位である。嬉野虚空蔵山系に源を発する塩田川は、市の中央部を横切り沿岸地域の耕地の灌漑用水となって有明海へと注いでいる。その流路の延長は30kmに及び、流域面積は130平方キロメートルである。またその他にも鹿島川などが有明海へと注いでおり、その流域は周囲を丘陵地帯に囲まれた盆地から、豊かな水量に恵まれた肥沃な水田へと広がっている。

気候的には夏は高温で雨が多く、冬は日本海側に位置しているにもかかわらず、概ね天候に恵まれている。人口は、平成22年3月末現在、30,161人で、世帯数は9,831世帯となっている。近年、人口は緩やかな減少傾向にある。また、市全域の約60%を占める森林では、その大部分が針葉樹を主として植林されており、その裾野では本市の特産物であるお茶の栽培や肥沃な水田では稲作や園芸作物等も盛んに行なわれており、多良岳火山の余勢によるとみられる良質で高温の温泉資源を有し、温泉観光地として栄えてきた。

しかし、近年における生活環境の多様化により各家庭から排出される生活雑排水の水質悪化が進行してきたため、本市では、「生活排水による公共用水域の水質汚濁を

防止」、また「公衆衛生の向上と生活環境を保全するため」、「用排水路の水質を改善」、及び「子どもたちが安心して水遊びができるような清流の復活を図る」ことを目的として、公共下水道事業・農業集落排水事業・浄化槽設置整備事業に着手した。公共下水道事業は、旧嬉野町の中心を流れる塩田川で生活排水の流入による水質の悪化が進んできたため、平成18年度から供用を開始、また、農業集落排水事業は、これまで旧塩田町の3地区において平成7年度から供用を開始している。浄化槽設置整備事業についても、それ以外の地域において整備を進めているところである。

しかしながら、こうした環境整備に努めているものの当市の汚水処理人口普及率は、平成21年度末現在で46.3%と、全国平均の85.7%及び県内平均の71.3%に比べ、きわめて低い状況にあり、生活環境の整備が十分といえる状況にはない。

このようなことから、快適でしかも安心して生活できる生活環境をつくり出すためには、現在整備が遅れている農業集落排水事業及び浄化槽設置整備事業での早急な汚水処理施設整備が必要である。そこで、「子どもたちが安心して水遊びができるような清流の復活を図る」目的のため、河川や農業用水路等の公共用水域の水質改善や、トイレの水洗化による生活環境の改善と地域の基盤整備を推進してゆく。

あわせて、住民にあってはひとたび自分の家庭から外に流れ出た排水については、無関心であることが多く、水質汚濁の発生源者の一人であるという認識も乏しいため、啓発用のパンフレットの作成・出前講座等の開催・住民参加でのクリーンデーの実施により、生活排水の浄化に対する意識高揚のための施策（環境コンシャス）に取り組む。

#### （目標1） 汚水処理施設整備の促進

【平成22年3月31日現在】

汚水処理人口普及率（農業集落排水＋浄化槽） 26.9%

【平成27年度末】

汚水処理人口普及率（農業集落排水＋浄化槽） 43.0%

#### （目標2） 生活排水の浄化による公共用水域の水質改善

住民が自分たちの住む地域の水質状況に関心を持つと共に、水質改善のために住民自らが実施する生活排水対策の必要性を理解する等、認識を向上させ公共用水域の水質改善を計る。

【平成22年3月31日現在】

BOD 4.3mg/l（塩田川、鹿島川）

【平成27年度末】

BOD 2.0mg/l以下（塩田川、鹿島川）

## 5 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

「子どもたちが安心して水遊びができるような清流の復活を図る」目的のため、河川や農業用水路等の公共用水域の水質改善や、トイレの水洗化による生活環境の改善と地域の基盤整備を推進してゆくためには、当町では、下水道等整備基本構想・計画を策定し、効率的かつ計画的な公共下水道事業、農業集落排水事業及び浄化槽設置整備事業での取組が必要である。

そこで、今回汚水処理施設整備交付金を活用して、農業集落排水事業や浄化槽設置整備事業（個人設置型）での整備を行い、加えて効率的な汚水処理普及を促進し、水質の保全及び生活環境の改善を図る。

### 5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

#### 汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。

なお、整備個所等は、別添の整備個所を示した図面による。

・農業集落排水 …平成18年4月3日に事業採択の通知を国より受けている。

#### (1) 事業主体

農業集落排水施設 嬉野市

浄化槽（個人設置型） 嬉野市

#### (2) 施設の種類

農業集落排水施設

浄化槽（個人設置型）

#### (3) 事業区域

農業集落排水施設 嬉野市五町田・谷所地区

浄化槽（個人設置型） 嬉野市全域（ただし、公共下水道事業認可区域、農業集落排水事業採択地区を除く。）

#### (4) 事業期間

農業集落排水施設 平成23年度～平成24年度

浄化槽（個人設置型） 平成23年度～平成27年度

#### (5) 整備量（目標を達成する事業）

農業集落排水施設 管渠工（φ75～150）

交付金対象 1,900m

単独 250m

資源循環施設（汚泥コンポスト化施設） 1式

浄化槽（個人設置型） 215基

各事業による新規処理人口 農業集落排水施設 4,270人  
浄化槽（個人設置型） 855人

(6) 事業費

農業集落排水施設 事業費 570,000千円  
(うち交付金 285,000千円)

単独事業費 21,000千円

浄化槽（個人設置型） 事業費 85,690千円  
(うち交付金 28,563千円)

合計 事業費 655,690千円  
(うち交付金 313,563千円)  
単独事業費 21,000千円

5-3 その他の事業

・環境コンシャスの実施

地域住民が、居住周辺のゴミ拾い・除草作業・水路清掃等を行い、環境問題に対する意識の高揚を促すと共に水質汚濁や生活雑排水への関心及び理解度を高める。また、嬉野市において台所排水や食用油の処理方法、洗剤の種類等について浄化に対するパンフレットを作成し、生活排水の浄化方法について示唆する。

6 計画期間

平成23年度～平成27年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、嬉野市において4に示す数値目標に照らし状況を調査、評価する。また、関係部署からなる会議を開催し、汚水処理人口普及率の向上とそれに伴い河川、市内の水路等の水質検査等を実施し、水質汚濁の改善ができたか検討等を行う。なお、評価結果については、広報及びホームページ等で公表する。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし